

福法第27-29号  
令和元年10月24日

社会福祉法人 白鳩会  
理事長 栗本 広美 様

大阪府福祉部長 岸 本 康 孝



社会福祉法人の指導監査の結果について（通知）

社会福祉法第56条の規定により、令和元年9月20日に実施した標記については、下記のとおりです。

この通知による指導事項について、必要な改善を実施し、別添「指導監査改善報告書」により、令和元年12月25日までに報告してください。

なお、期日までに報告書の提出がない場合あるいは改善内容が不相当と判断させる場合は、継続して指導監査を実施しますので、必ず期日までに改善を図るとともに報告書を提出してください。

また、この通知以外で指導監査時に口頭で指導・助言した事項についても早急に改善を諮り、より一層適正な法人運営に努めてください。

記

対象法人	指導監査結果
社会福祉法人 白鳩会	(指摘事項) ・法人会計関係  (改善指導内容は、別紙のとおりです。)

# 指導監査改善報告書

法人名 社会福祉法人 白鳩会

項目及び指導内容	改善状況	
	[分類] [改善時期・改善予定時期]	[改善方法]
<p><b>【法人会計関係】</b></p> <p><b>1. 契約について</b></p> <p>経理規程 74 条において、3 社の見積合わせが必要なところ、2 社の見積合わせで業者を決定していた。</p> <p>また、経理規程 76 条において、契約書の作成が必要な契約金額であったが、契約書が作成されていなかったため、是正すること。</p> <p>(入札通知)</p> <p style="text-align: right;"><b>【要添付資料①】</b></p>	<p style="text-align: center;">B</p> <p>次回同様の契約案件が発生した場合より実施します。</p>	<p>指導監査でご指摘いただいた後、発注業者と別添のとおり契約書を作成し、締結いたしました。</p> <p>見積書については、今後同様の案件がありましたら、経理規程を遵守して徴収するようにいたします。</p>
<p><b>2. 本部職員（総合施設長）の給与について</b></p> <p>本部職員（総合施設長）の給与及び賞与の支給基準が明確に定められていないので、明確にすること。</p> <p>(法第 45 条の 35 第 1 項、第 2 項、規則第 2 条の 42)</p> <p style="text-align: right;"><b>【要添付資料②】</b></p>	<p style="text-align: center;">B</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日より運用開始しています。</p>	<p>令和 2 年 4 月 1 日より白鳩チルドレンセンター東大阪の園長として常勤専従職員となったことから（理事会にて承認済み）、施設職員の給与として、同施設の給与規程に基づき支給することとしました。そのため、今後は本部職員（総合施設長）としての給与は支給しません。</p>

※入札通知＝「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長連名通知）

※法＝社会福祉法

※規則＝※規則＝社会福祉法施行規則